

弁護士 四元 弘子

原賠法の見直しに関連する点に関して、初期的コメントをさせていただきます。

1. 既にある程度資料として出しているが、福島原発事故対応に伴い発生する費用における原子力損害賠償の射程と費用規模の全体像を確認したい。可能な範囲で、損害項目ごとの金額（予測値）、財源（費用の回収方法）を一覧化していただけるとありがたい。
2. 原子力損害賠償以外の福島原発事故対応費用（廃止措置、汚染水、中間貯蔵、その他）についても、可能な範囲で、1.と同様のことが分かるとありがたい。（未定のもの・予測不能のものは、それとして把握する。）
3. 1.及び2.に関して、福島原発事故対応に固有の要因や問題（無数にあるだろうが、原賠を考える上で有意な重要事項）があれば、把握しておきたい。
4. 福島原発事故を踏まえ、被害者保護の観点からの課題の一つは、賠償の円滑化・迅速化・適正化（手続的課題）。ADRのような仕組みを法律上位置づけるかどうかについては、どちらかという技術的な話だが、現実の賠償の場面では、こうした手続が確保されていることは重要。（但し、柔軟に機能することが重要なので、動きやすい形にしておくことが必要。）
5. 4.につづき、課題のもう一つは、賠償原資の十全な確保と負担者・負担方法について。原賠法の仕組みとして、今後とも健全な原子力事業者の存在を前提とするのであるなら、原子力事業者が維持・存続されなければならない、そのための制度設計が必要。原子力政策、電力システム改革の話と密接不可分の話で、これらの大きな政策課題の中で、原賠法の話はどう切り出して本部会(WG)で議論していくのかまだよく見えない。多少事務局で道筋をつけていただけると良いのではないか。なお、政策論的要素が大きいとはいえ、原賠は基本的には不法行為法の枠内の話であり、それを念頭に置いて議論すべきは当然である。
6. この部会をせっかく原子力委員会に位置づけたので、原子力委員会の積極的な役割を期待しています。

以上